

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第4項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、県営土地改良事業（塩川地区）の土地改良事業の計画の概要につき稲沢市長と協議したいので、同法第85条の3第4項において準用する同法第85条第6項の規定により土地改良事業の計画の概要を縦覧に供します。

なお、同法第85条の3第4項において準用する同法第85条第7項に基づき、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和8年6月26日までに稲沢市長に意見書を提出してください。

令和8年6月1日

領内川用悪水土地改良区

理事長 吉川 登喜治



### 1 書類の名称

土地改良事業計画の概要書の写し

### 2 縦覧の期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月26日（金）まで

### 3 縦覧の場所

稲沢市役所 農務課

### 4 意見書の提出方法

書面にて直接 稲沢市役所農務課へ提出